この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こどもの性被害撲滅対策推進協議会」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/child-safety-kyogikai）からご覧いただけます。

令和８年７月28日　こどもの性被害撲滅対策推進協議会

令和８年７月28日（火）14：00～15：00頃

Web 会議による開催

○事務局　定刻となりましたので、ただいまから「こどもの性被害撲滅対策推進協議会」を開催いたします。

開会に先立ちまして、２点、事務連絡をさせていただきます。

１点目は、本会議をオンラインで開催する上での注意事項です。本会議の録画・録音、画面キャプチャ等はお控えいただきますようお願いいたします。なお、事務局側では議事内容の把握のためにTeamsの録画機能で会議を録画いたします。本会議の議事録につきましては、事務局において作成した後に、発言者の方々に御確認の依頼をさせていただき、こども家庭庁のウェブサイト上で公表することを予定しております。

２点目は、御発言時の要領についてです。発言の際は、ミュート、ビデオ機能を解除していただき、発言終了後は再度ミュート、ビデオ機能を有効にしていただきますようよろしくお願いいたします。また、質疑等の際は挙手機能を用いて挙手をしていただき、司会が指名いたしますので、その後に御発言いただきますようお願いいたします。

それでは、会長の齊藤支援局長から御挨拶させていただきます。

○齊藤支援局長　皆様、こんにちは。本協議会の会長を務めますこども家庭庁支援局長の齊藤と申します。

皆様、本日は、御多忙の中、本協議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

こどもへの性暴力は、こどもの権利を著しく侵害し、将来にわたり心身の発達に深刻な影響を与え得るものであり、絶対に防がなければなりません。

こども家庭庁では、「こどもの性被害防止に関する総合調整」を担い、関係省庁とともに「子供の性被害防止プラン2022」等に基づき取組を推進しております。令和７年度においても、インターネット利用におけるこどもの性被害等の防止の取組や、「こどもに対する暴力をなくす行動計画」の改定などをはじめとして、こどもへの性暴力防止に向けた取組を進めてまいりました。

また、本年12月に施行する「こども性暴力防止法」については、こども家庭庁としても、施行に向けて研修教材や、分かりやすい動画の作成等により、制度の周知を進めてまいりました。

引き続き、取組を進め、政府一丸となって施行に万全を期すとともに、単なる制度の周知や運用にとどまらず、こどもに対する性暴力を決して許さない社会の実現に向けて、社会全体の機運の醸成を図っていきたいと考えております。

今後とも、官民でこどもの性被害防止に向けた取組を推進してまいりたいと考えており

ますので、引き続き、御理解、御協力を頂ければ幸いでございます。

それでは、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局　ありがとうございました。

それでは、議事に移ります。

議事１「令和７年度取組状況(案)について」、資料１、資料２を御覧ください。資料２は、プランの各項目に対応する形で取組を記載したものです。資料１は、この概要という形で、これらの中から主なものを掲載しております。

本日は、出席いただいた各省庁から、「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)2022」に関する令和７年度の取組について、それぞれ報告をいただきます。

なお、事前に頂きました御質問について、取組状況の報告の中で回答が可能なものについては議事１にて回答させていただきます。全ての報告が終了した後に、議事２として質疑応答の時間を設けておりますので、事前に頂きました御意見、御質問のうち、お答えが可能なものについては回答させていただきます。さらに、そのほか、報告を受けた上で、御質問、御意見がございましたら、併せてお伺いいたします。

それでは、内閣府から順にお願いいたします。

○内閣府男女共同参画局　内閣府男女共同参画局です。

内閣府男女共同参画局からは、先ほどの取組の中から主に「１　児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化」及び「４被害児童の迅速な保護及び適切な支援」についての取組について御説明させていただきます。

先ほどの資料２の通し番号で説明させていただきます。

まず、通し番号７です。こちらは、若年層に対する教育・啓発等に従事する者が若年層に対する暴力の現状や効果的な予防・啓発の手法等について学べるように研修等を実施しているところです。

次に、通し番号14です。11月に「女性に対する暴力をなくす運動」を内閣府で実施しておりまして、それにおける取組で令和７年度は「DVや性暴力に気づいたら　相談されたらそのとき、私たちにもできることがある。」を主なメッセージとして広報活動を実施いたしました。

次に、通し番号17です。４月に「若年層の性暴力被害予防月間」を実施しておりまして、こちらにおいてもSNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を実施いたしました。啓発動画の作成・発信を積極的に行っており、令和７年度は「イヤだった　でも何も言えなかった　その時こころは、NOだと言った。」という内容の啓発動画の作成・発信を行いました。

ここで資料を共有させていただきます。内閣府の施策については、こちらのスライドを踏まえて説明させていただきます。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こどもの性被害撲滅対策推進協議会」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/child-safety-kyogikai）からご覧いただけます。

内閣府では、都道府県等が設置しております「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」について、都道府県に対する性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金制度により運営の安定化や支援の質の向上を推進しております。

こちらは交付金の概要です。

また、若年層を含む被害者がワンストップ支援センターに相談しやすい体制を整備するため、内閣府の事業として全国共通番号「＃8891(はやくワンストップ)」やSNS相談支援事業「Cure Time(キュアタイム)」や夜間休日コールセンターの運営を行っているところです。

また、先ほどの資料２の通し番号54ですが、令和５年度、６年度、７年度と全国共通番号への通話料無料化を実施したほか、SNS相談支援事業「Cure Time(キュアタイム)」の365日実施を継続しているところです。

また、資料２の通し番号61ですが、交付金によりワンストップ支援センターについて24時間365日対応化、地域連携体制の確立、人材育成や運営体制確保、支援員の適切な処遇と運営の安定化及び支援の質の向上を引き続き図っているところです。特に相談員等の常勤化を図る等、処遇改善により職業として確立できるように支援したり、連携・協力する医療機関における支援環境の整備に関する費用に医療機関への負担金、医師等への謝金等が含まれることを明確化し、医療連携における交付金の活用を推進しております。

そのほか、先ほど御紹介いたしました夜間休日コールセンターやSNS相談「Cure Time(キュアタイム)」を応援し、被害者がどこにいても24時間365日相談を受け付けられる体制の整備を支援したほか、ワンストップ支援センター関係者や行政職員、医療関係者に対し、オンライン研修教材の提供及び研修の実施をしているところです。

また、引き続きまして、事前に頂きました御質問についてお答えさせていただきます。

ECPAT様から頂きました「Cure Time(キュアタイム)」についての御質問です。「Cure Time(キュアタイム)」の年間相談実績数と相談者の性被害に対して、どこにどのようにつなぎ、どのような支援結果になったのか教えてくださいということです。

令和７年度の年間相談件数については合計3753件です。「Cure Time(キュアタイム)」では、相談内容や被害者の希望に応じて適切な社会資源につなげておりますところ、ワンストップ支援センターを紹介したものが38%、所管の警察を紹介したものが0.2%ございました。

ただ、適切な社会資源につないだ後は相談者の個人情報の問題もございますので、当該社会資源、例えばワンストップ支援センターや警察と「Cure Time(キュアタイム)」で情報共有はしておりませんので、その後どのような支援結果になったかについては把握していないところです。

内閣府からの発表は以上です。ありがとうございました。

○事務局　ありがとうございました。

続いて、警察庁、お願いいたします。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こどもの性被害撲滅対策推進協議会」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/child-safety-kyogikai）からご覧いただけます。

音声が聞こえていないので、先に、こども家庭庁安全対策課の方からお願いいたします。

○こども家庭庁安全対策課　こども家庭庁安全対策課です。

こども家庭庁安全対策課の取組について御説明させていただきます。

令和７年度中、当課では、こどもがインターネットを通じて被害に遭うことなく成長するための取組として、フィルタリングをはじめとするペアレンタルコントロールの普及促進、フィルタリングのカスタマイズ機能の積極的利用、時間管理機能や課金制限機能等の活用、家庭内のルールづくりの促進等に重点を置いた啓発等を実施しています。

具体的には、令和７年７月に、関係省庁や自治体、関係機関と連携し「青少年の被害・非行防止全国強調月間」を実施していますが、この月間では、インターネット利用におけるこどもの性被害等の防止を最重点課題として取組を推進しました。その中で、青少年が自立して主体的にインターネットを活用できる能力の向上促進、フィルタリングをはじめとする技術的手段による青少年保護の推進、親子のルールづくりや教育・啓発など教育的手段による青少年保護の推進を図ることとし、青少年や保護者等に対し、青少年によるインターネットの適切な利用に向けた啓発を行いました。

また、こども家庭庁では、青少年の保護者に向けて、長時間利用や課金等への注意点、ペアレンタルコントロール等の重要性などを示した普及啓発リーフレットを作成し、これを活用して広報したほか、令和７年中には鳥取県と高知県で「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を開催するなどし、青少年の安全で安心なインターネット利用を促進するための取組を推進しています。引き続き、こどもたちが被害に遭うことのないよう、こどもやその保護者に向けた広報啓発などの取組を推進してまいります。

安全対策課からは以上です。

○事務局　ありがとうございました。

続いて、こども家庭庁虐待防止対策課よりお願いいたします。

○こども家庭庁虐待防止対策課　こども家庭庁虐待防止対策課です。

当課の令和７年度の取組状況につきまして、性的虐待を含みます児童虐待の防止や被害児童への支援の取組を中心に主な取組を紹介させていただきます。

まず、第１の柱であります「国民意識の向上及び国民運動の展開と国際社会との連携の強化」に関する取組につきまして、毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施しております。同期間中は、関係する府省庁や地方公共団体、関係団体等と連携して集中的な広報啓発活動を実施し、児童虐待を社会全体で解決すべき問題であることを周知啓発しています。

次に、第４の柱であります「被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進」に関する取組について御報告いたします。まず、被害を受けた児童が児童相談所や市町村での支援につながるまでの取組としましては、児童虐待を受けたと思われるこどもを見つけたときなどに、児童相談所に無料で通告・相談できるための児童相談所虐待対応ダイヤル、「189（いちはやく）」を運用しております。それに加え、親子のための相談LINEを開設しており、SNS

を活用した全国一元的な相談支援体制の構築を推進しているところでございます。

続いて、性的虐待を含めた児童虐待を受けたこどもへの支援につきまして御報告いたします。性的虐待では、加害者のいる場で生活していては本人からの事実確認が困難になるため、一時保護等により安全を確保して面接や調査を実施しているほか、トラウマ反応としてこどもの心身にダメージを与え続けるという性的虐待の特殊性に適切に対応するため、児童心理司によるカウンセリング等の相談支援を実施しております。

こうした児童相談所の対応を可能とする体制を確保するため、令和６年12月に「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を再改定し、令和８年度末までに児童相談所における児童福祉司を7390人程度、児童心理司を3300人程度の体制とすることを目標に掲げ、支援体制の強化を図っております。

また、令和６年４月から市町村がこども家庭センターの設置に努めなければならないとされたことに伴い、こども家庭庁としては、母子保健と児童福祉の一体的なマネジメント体制の構築を図る市町村の相談支援機関に対し、必要となる整備費等を助成し、こども家庭センターの設置を促進しているところでございます。今後も、これらの取組を含む「子供の性被害防止プラン2022」に基づく取組を引き続き推進してまいります。

こども家庭庁支援局虐待防止対策課からは以上です。

○事務局　ありがとうございました。

続いて、こども家庭庁こども性暴力防止担当よりお願いします。

○こども家庭庁こども性暴力防止担当　こども家庭庁こども性暴力防止担当でございます。

今、御説明のあった取組以外に、こども家庭庁の取組について御説明させていただきます。

まず、柱の１、通し番号24でございます。「こどもに対する暴力をなくす行動計画」の改定について、令和３年８月に策定された「子どもに対する暴力撲滅行動計画」について、計画策定以降のこども家庭庁の発足、こどもの意見聴取の仕組みの設置、「こども基本法」の施行、「こども性暴力防止法」の成立、その他、虐待、性的搾取等、性暴力、いじめ、体罰に関する各省庁の様々な取組の進展等を踏まえまして、記述を大幅に更新した上で、令和８年３月に「こどもに対する暴力をなくす行動計画」として４年ぶりの改定を行いました。改定版では「こどもまんなか」の視点から、こどもに分かりやすいように名称を変更したほか、グラフ、表、画像を用いて読みやすくするほか、市民社会やこどもたちからの意見も積極的に取り入れております。引き続き、関係府省庁間、関係者間の連携を進めつつ、取組を確実に進めていくこととしています。

続いて、柱の４の通し番号67番でございます。児童自立支援施設における児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する全国調査について、児童ポルノ被害や性被害等を受けたこどもに対する支援方法の現状や、その課題、支援を行うに当たり施設が必要とするバックアップの内容等を把握するため、全国の児童自立支援施設を対象にアンケート調査を実施し、令和８年２月に報告書を取りまとめております。報告書で明らかになった課題

への対応策については「児童買春・児童ポルノ被害児童の防止施策に関する検証・評価専門委員会」にて引き続き議論を行っていくこととしております。

柱の６、通し番号95番、「こども性暴力防止法」の施行に向けてでございます。本年12月25日に「こども性暴力防止法」が施行されます。施行に向けた令和７年度の取組として、令和７年12月に下位法令の策定や、制度の対象となる事業者が表示することができるマークの策定、令和８年１月に制度の詳細となるガイドラインを策定しているところでございます。以降、研修教材や分かりやすい動画等作成しまして、制度の対象となる事業者、従事者をはじめとして、また、こども、保護者をはじめとする国民全体に対しても必要な周知を行っているところでございます。引き続き、施行に向けて確実な準備を進めていくこととしております。

報告は以上です。

○事務局　ありがとうございました。

それでは、続いて、総務省よりお願いいたします。

○総務省情報流通振興課　総務省情報流通振興課です。

投影いただいている取組状況概要の資料に基づいて御説明させていただきます。１ページ目、主な取組といたしまして、「①国民意識の向上及び国民運動の展開と国際連携」の丸の２つ目、「セクストーションを含む、情報空間における各種リスクに関する「ICTリテラシー向上のためのゲーム型教育プログラム」、こちらは新たに本年２月に作成・公表いたしました。

こちらの内容につきまして、ECPAT様から御質問を頂いております。「ゲーム型はよいアイデアかと思います。どのぐらい活用されているか、アクセス数など報告願います。」に対する回答といたしましては、本年２月に公表し、６月末時点で約５万件のアクセスでございます。自学自習用の教材として、学校での利用を想定していますが、個人の利用も想定して作成したものとなります。

続きまして「③ツールや場所等に着目した被害の予防・拡大防止対策の推進」の丸の１つ目、青少年保護ワーキンググループにおいて「フィルタリングを含む技術的な青少年保護措置に係る取組の促進等について議論を実施」についてです。昨今、こどもたちがSNSを通じて自画像を投稿してしまう発信リスクなど、いろいろなリスクがありますので、プラットフォーム事業者を含めた各事業者の取組の促進を含めて議論いただいたものでございます。括弧書きに「令和８年夏頃に第一次報告書を取りまとめ予定」とありますが、第一次報告書案としてパブリックコメントにお諮りいたしまして、本月21日の月曜日にパブコメの結果について御了承いただいたところでございます。このため、近日中に第一次報告書として取りまとめ・公表を予定しております。このほか、例えばｅーネットキャラバンや高校生ICTカンファレンスといった各種団体の取組の支援をしたり、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、関係省庁、関係する団体とともに周知啓発等の取組をしているところです。引き続き、これらの取組を推進してまいりたいと考えております。

総務省の取組は以上でございます。

○事務局　ありがとうございました。

続いて、法務省、お願いいたします。

○法務省人権擁護局　法務省人権擁護局でございます。

まず、法務省人権擁護局から令和７年度の取組について御説明いたします。法務省の人権擁護機関では、啓発活動と人権相談等の対応について、資料２に記載がございますので、その関係について御説明いたします。

まず、啓発活動、資料２の通し番号28番の辺りになりますが、法務省の人権擁護機関では、インターネット上の人権侵害の被害者にも加害者にもならないよう、責任ある情報発信の意識を広く一般に浸透させるため、中学生等を対象として携帯電話会社と連携・協力し、スマートフォン等の安全な利用について学ぶための人権教室の実施やインターネット広告の配信、児童生徒やその保護者を対象とした啓発冊子の配布や啓発動画の配信等の各種人権活動に取り組んでおります。こちらの資料に各種インターネット広告や啓発活動を紹介しております。

また、資料２の通し番号54と56の関係でございますが、こどもの人権問題への適切な対応につきまして、法務省の人権擁護機関では全国の法務局・地方法務局におきまして、人権相談に応じております。人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じるという活動をしております。

また、事前にECPAT様のほうから御質問事項がありますので、こちらについて回答いたします。「啓発冊子を何部、全国の何校に配布しているか」ということについてです。全国の何校というところまでは具体的な数字は分からないのですが、こちらの啓発冊子「あなたは大丈夫？―考えよう！インターネットと人権―」につきましては、初版から４訂版まで合計で452万9700冊ということで、かなりの数を配布させていただいていると思っております。

啓発動画のアクセス、ダウンロード数についても御質問いただいておりまして、こちらの資料の右側の啓発動画「『誰か』のことじゃない。インターネット編」につきましては、今年７月23日時点で約119万回の再生回数となっております。啓発動画「インターネットはヒトを傷つけるモノじゃない。」という全４編、30秒ぐらいのバージョンですが、こちらについては約１万回から２万回ぐらいの再生回数に４編ともなっているという状況でございます。

人権擁護局からは以上でございます。

○法務省刑事局　続いて、法務省刑事局から申し上げます。

資料１の「⑥児童が性的搾取等の被害に遭わない社会の実現のための基盤の整備・強化」の１つ目の丸に関するもので、資料２の通し番号90番に記載されている検察官に対する研修等の実施についてです。検察官に対し、経験年数等に応じて実施する各種研修等の機会

を通じて、児童ポルノに係る関係法令に関する講義や、児童からの聴取方法に関する講義を実施しております。具体的には、新任検事対象とした研修、任官後おおむね３年目の検事を対象とした研修、任官後おおむね７年目から10年目の検事を対象とした研修、新任副検事を対象とした研修、任官後おおむね５年目の副検事を対象とした研修、任官後おおむね12年目の副検事を対象とした研修において、先ほど述べたような講義を実施しております。

刑事局からは以上です。

○法務省大臣官房秘書課　最後に、大臣官房秘書課のほうから説明させていただきます。

今、示されている令和７年度取組状況概要（案）の２ページ目の「⑤被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生」の２つ目の丸です。更生保護官署におきましては、再犯リスクが高く、矯正施設出所後に医療機関等による治療や支援等が必要と認められる性犯罪者に対しまして、矯正施設収容中から医師等の専門家による面接を実施するなどし、矯正施設出所後に必要となる治療や支援等につなげるため、医療機関等と連携して対応しているところでございます。その他の取組も含めまして、法務省としましては、関係府省庁や関係機関等と引き続き連携しながら取組を進めてまいります。

法務省からの説明については以上です。

○事務局　ありがとうございました。

警察庁のほうは御準備いかがでしょうか。

○警察庁　大変失礼いたしました。

それでは、警察庁の発表をさせていただきます。令和７年度の警察庁における主な４つの取組について、本日配付されました概要版に沿って御説明させていただきます。

１つ目としましては、警察庁では、こども家庭庁や文部科学省をはじめとする関係府省庁と連携し、各種被害からこどもを守るための広報啓発活動に積極的に取り組んでおります。特にオンラインゲームを含むSNSに起因する性被害等の被害児童数が高い水準で推移していることを受けまして、オンラインゲームをきっかけに犯罪に巻き込まれるリスクを周知するほか、ゲームを利用する際に家族でルールづくりをするよう促すため、警察庁ホームページで注意喚起するとともに、リーフレットを作成し配布しております。また、生成AIによる画像加工等のリスクに関しまして、主に小中高生及びその保護者に向け、生成AIの使い方を間違えると犯罪にもなり得るということを周知しまして、悪用防止を呼びかける啓発リーフレットやポスターを作成するなどしています。

２つ目としまして、児童ポルノに絡む犯罪は国境を越えて爆発的な規模で発生し続け、児童の心身に有害な影響を及ぼす大変悪質な犯罪であり、現在、児童の性的搾取の撲滅に向けた取組は国際社会共通の重要課題と認識しております。警察庁では、前年度に引き続き、本年度もオンライン上の児童の性的搾取事犯の集中取締りを行う国際協同オペレーションに参加しまして、シンガポール、韓国、タイ、ブルネイ、香港、マレーシアの７つの国と地域が相互に連携しまして、被疑者445人を検挙するに至っております。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こどもの性被害撲滅対策推進協議会」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/child-safety-kyogikai）からご覧いただけます。

３つ目としまして、被害を未然に防止するため、都道府県警察においては、AIやサイバーパトロールにより、SNS上で児童の性的搾取につながるおそれのある不適切な書き込みを抽出し、児童に対しては注意喚起、誘引する者に対しては警告のメッセージを投稿する活動を実施しております。

最後となりますが、事前の御質問にも頂いていた取組です。被害者などとなったこどもの心身への負担軽減、供述の信用性担保に配意した対応を行うため、警察庁では令和７年８月から、こどもからの聴取に関するAI訓練ツールを開発し、運用を開始しております。聴取技術の能力を有する警察職員のさらなる育成、能力向上を図っています。当該AI訓練ツールは、実際の聴取に近い形での実践的な対話訓練を可能とするため、特に初めてこどもが関わる事件を学ぶ職員において技能向上の効果が認められておりまして、警察ではAI技術の学習をしながら、必要な知識・技能の習得、研さんに努めているところです。

警察といたしましては、国内外の関係機関・団体と連携しつつ、児童に対するSNS等を悪用した個別の犯罪事案に応じ、法と証拠に基づき厳正な取締りを推進するとともに、児童や保護者に対する効果的な啓発活動等を実施しまして、児童の性被害の未然防止を図ってまいりたいと考えております。

以上です。ありがとうございます。

○事務局　ありがとうございました。

続いて、外務省、お願いいたします。

○外務省人権人道課　こんにちは。外務省人権人道課の柴村と申します。本日はよろしくお願いいたします。

外務省による取組として、主にこのプランの１つ目の柱、国民意識の向上及び国際社会の連携強化に関する取組を本日御説明したいと思っております。

まず最初に、広報啓発ですけれども、海外渡航者への広報啓発として、日本からの海外渡航者が児童の性被害の加害者とならないよう「海外安全虎の巻」を通じた情報提供・広報啓発を推進しています。

また、外務省の海外安全ホームページ及び海外安全アプリにてこの虎の巻を公開して、引き続き注意を促しています。

さらに、人身取引の撲滅のための広報啓発としては、内閣府、警察庁が作成したポスターやリーフレットの在外公館への配布のほか、Ｘを活用した広報啓発も実施しております。

続いて、国際場裡における取組ですが、児童分野の取組として、児童の性被害に関する諸外国の動向や国際的な規範形成に向けた動向をフォローし、国連等多国間の枠組みにおける児童の性被害に関する議論に参加しております。

また、児童に対する暴力や性被害防止に取り組む関係機関と意見交換を実施しております。こちらは具体的には、国連の人権理事会や国連総会第３委員会のときに児童の権利保護に関する決議採択に参加する。さらに、国際社会の規範形成に寄与しております。また、国連の児童分野におけるサイドイベントや専門家とのインタラクティブダイアログ等、対

話への参加を通じて各国の動向をフォローするとともに、我が国の取組についても情報発信を行っております。

外務省としては引き続き、関係省庁と連携の上「子供の性暴力防止プラン2022」に関連する取組を進めていく考えです。

外務省からは以上です。

○事務局　ありがとうございました。

続いて、文部科学省よりお願いいたします。

○文部科学省　文科省でございます。よろしくお願いいたします。

文科省から令和７年度の主な取組状況について御説明させていただきます。

資料２の項目番号26番につきまして、こどもたちが性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」につきまして、全国の小中高の各学校において教育の充実を図っているところでございます。具体的には「生命（いのち）の安全教育」の教材等を活用した普及展開事業を引き続き実施しております。また、学校現場での実践をより後押ししていくため、事例集を公表するとともに、社会情勢の変化や学校現場の意見等も踏まえまして、教材及び指導の手引の拡充・改訂等を行い、より現場のニーズに対応した取組により、さらなる普及・展開を図っているところでございます。

次に、項目番号63番につきまして、性被害を受けた児童生徒の相談等に対して適切な支援につなげるため、児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラー、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーの配置の充実やスクールカウンセラーの緊急派遣など、学校における教育相談体制の充実を図ったところです。

続きまして、項目番号95番です。「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」及び同法に基づく基本指針等を踏まえまして、令和５年４月より稼働している特定免許状失効者等に関するデータベースの活用徹底や、教育職員等に対する研修・啓発の充実などの予防的取組を推進、事案の早期発見のための定期的な調査の実施や相談体制の整備、児童生徒性暴力等に及んだ教員について原則として懲戒免職とするなど、厳正な対処を含めまして、教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶に向けて周知しているところでございます。

また、令和７年11月に文部科学省も協力しまして、警察庁において作成した性暴力関係の法令や事例等をまとめた教員研修用教材や、盗撮の手口や盗撮の起きにくい環境づくり、施設点検のポイント等をまとめた施設管理者向け資料について、活用促進に向け、各教育委員会に対して周知を実施いたしました。

主な取組は以上でございますが、総務省からも言及のありましたｅ－ネットキャラバンや、警察庁と連携した周知の取組など、府省庁連携で取り組んでいるところでございます。引き続き、文部科学省として児童生徒等の性被害の防止に向けた取組を進めてまいります。

以上でございます。

○事務局　ありがとうございます。

続いて、厚生労働省よりお願いいたします。

○厚生労働省　厚生労働省です。

厚生労働省では、柱の２番の児童及び家庭の支援の関係、４番の関係、６番の関係、この３つについて説明します。

１つ目は、通し番号38番から40番ですけれども、独り親家庭や子育て中の家庭に対する支援として、ハローワークやマザーズハローワークにおける就職支援の実施や、雇用関係助成金の支給を行っております。

続きまして、４番の関係ですが、通し番号64番、女性相談支援センターの一時保護所や女性自立支援施設における同伴児童の学習支援員の配置に要する費用の補助、女性自立支援施設退所者が自立していくための相談員の配置などの取組を行っているものです。

６番の柱の関係の94番です。女性相談支援センター等職員への研修を実施、自治体の研修費用の補助、一時保護所における同伴児童の支援体制、警備員、心理療法担当職員の配置の補助などの取組を実施しております。

以上です。

○事務局　ありがとうございます。

続いて、経済産業省よりお願いいたします。

○経済産業省　経済産業省から令和７年度取組状況を発表いたします。

経済産業省は、インターネットの適切な利用に向けてIPAなどと連携しながら、指導者向け及び個人向け情報セキュリティ教材を無料でインターネット上に公表しております。情報セキュリティに関する啓発教育の機会を活性化させるための教材となっており、御家庭での教育や、学校の授業、一般向けの講演会、パソコン教室などで幅広く御利用いただけるものです。また、例年と同様、春のあんしんネット・新学期一斉行動の一環として、OS事業者やメーカー、ｅコマースなどの事業者や事業者団体に対して協力依頼を行い、フィルタリングやペアレンタルコントロールなどについての情報を各所で発信いたしました。今後も引き続き、関係省庁と連携しながら対策を進めてまいります。

経済産業省からは以上です。

○事務局　ありがとうございます。

続いて、観光庁、お願いいたします。

○観光庁　観光庁でございます。

それでは、観光庁の取組を御報告いたします。

資料２の通し番号12番です。旅行業法におきましては、旅行業者等に対して児童買春等の法令に違反するサービスの提供を禁止行為として定めているところでございます。その実効性を担保するため、毎年、旅行業者による自己点検の実施や国・地方自治体による立入検査を通じて指導しているところでございます。今後も引き続き、しっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

○事務局　ありがとうございました。

それでは、議事２の質疑応答に移りたいと思います。事前に御質問、御意見を頂いておりますので、御質問のうち、今の取組状況の報告の中で言及したもの以外のものについて関係省庁から順に回答いたします。

なお、時間の都合上、一部割愛させていただくことについて御容赦いただければと思います。

ただいまの報告を含め、さらに御意見、御質問などがございましたら、時間がございます限り事前質問への回答の後、お時間を設けさせていただきます。

それでは、まず、子どもを性被害から守るクローバーキッズ協会様より頂いております御質問について関係省庁より回答いたします。

「臨床現場で世界の紛争地帯から逃れて来日する子どもらに会うことが増えている。日本からの児童ポルノ流出経路と国際的な性加害ネットワークのつながりなどにつき、私たちが最低限認識すべきことを警察庁の方から伺いたい。近年、米国で実際に事件の捜査を契機に今まで隠されていた国際的な性加害組織をインターポールが摘発しようとしているようですが、日本と世界の取組の連携についても教えてください」、この件について警察庁よりお願いいたします。

○警察庁　警察庁です。お答えさせていただきます。

現状、児童ポルノが日本国内から国外へ流出している経路につきましては、SNSやインターネットなど多岐にわたるため、特定の流出経路を申し上げるということはできません。また、国際的な性加害ネットワークの意味するところが明らかではないため、現時点、お答えできるような情報は持ち合わせておりません。

ただ、その上で、被害を防止するためには、まずは日頃からSNSやインターネットの安全な利用をぜひ心がけていただきたいと思っております。警察庁としましては、他国とともに、国際協同オペレーションを通じまして、児童性的搾取に関する情報共有・捜査を継続的に行っております。今後も事実関係の精査と国際的な取組の強化に努める所存でございます。

以上です。

○事務局　ありがとうございました。

続いて、ECPAT/ストップ子ども買春の会様より頂いております御質問について関係省庁より回答いたします。

「柱４、被害児童の迅速な保護及び適切な支援について、児童相談所において性的虐待を含む児童虐待を受けた児童等に対し安全確保を必要とする場合等の一時保護や、児童心理司によるカウンセリング等の相談支援の実施について、警察ワンストップセンター、児童相談所における一時保護、緊急カウンセリングといった性被害児童への初期救援の仕組みはまだ十分とは言えませんが、以前より整ってきていると考えます。しかしながら、サ

バイバーたちが声を大にして訴えているような性虐待、性暴力の被害回復には、その後の数十年にわたる中長期回復ケアの保障と、そのための受け皿及び費用保障の仕組みが必要です。こども家庭庁と厚生労働省はこの点において、今、どのような議論や施策が進められておりますか」。最初に、こども家庭庁虐待防止対策課よりお願いいたします。

○こども家庭庁虐待防止対策課　お答えいたします。

こども家庭庁としましても、性的虐待を受けたこどもたちの中長期的な支援は重要と認識しております。令和８年度からトラウマケアを必要とするこどもたちに対しまして、児童相談所と地域内の関係機関が継続的にケアを提供する体制を構築するため、自治体への支援を実施しています。なお、児童相談所の支援対象は原則18歳未満のこどもとなりますが、その後のトラウマケアにつきましても、被害者の状況や支援の必要性に応じまして、関係機関との連携を図り、適切な支援につなげるよう努めてまいります。

こども家庭庁からは以上です。

○事務局　ありがとうございました。

続いて、厚生労働省よりお願いいたします。

○厚生労働省　厚生労働省です。

厚生労働省では、女性支援としまして、女性自立支援施設という入所施設を持っています。その中で中長期的な支援も踏まえて、心理支援員の配置や精神科医との連携によって入所者の心身の健康回復や自立に向けた支援を実施しているところです。また、必要な支援が切れ目なく実施されるようにするためにも女性支援施策とこども施策の連携が重要と考えております。そうした中で、令和６年から新法ができ、また、女性支援新法ができていますが、その中で支援調整会議という枠組みができています。こうした支援調整会議の枠組みを活用しながら、こども施策との連携も含めて取組を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○事務局　ありがとうございました。

続いての質問です。柱５番の「被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生」について、「更生保護官署において、再犯リスクが高く、矯正施設出所後に医療機関等による治療や支援等が必要と認められる性犯罪者に対し、矯正施設収容中から医師等の専門家による面接を実施するなどして矯正施設出所後に必要となる治療や支援等につなげるため、医療機関等と連携して対応」について、質問です。

「これ以上、加害行為をさせないための更生教育に関しては、一部の高リスク加害者のみに限られている現在の更生指導を、執行猶予判決の場合を含めて保護観察の一部として全加害者に受講を義務づけるべきと考えます。そのための財政措置も被害者を生み出さないための目的を明示した上で必要経費としてやむを得ないのではないか」、このことについて法務省より回答をお願いいたします。

○法務省　御質問ありがとうございます。

更生保護官署におきましては、再犯リスクが高い者に限らず、性犯罪をした仮釈放者や保護観察付執行猶予者等に対して認知行動療法の手法を取り入れた性犯罪再犯防止プログラムを義務づけるなど、全ての保護観察対象者に必要な指導を実施しております。また、医療機関等の地域の関係機関・団体等との連携に努め、必要な支援につながるよう働きかけをしているところでございます。再犯防止の観点からも新たな被害者を生まないという視点は大事だと思いますので、引き続き、法務省としてもしっかり対応していきたいと思います。

以上です。

○事務局　ありがとうございました。

続いての質問です。柱２番、「被害に遭うことなく成長するための児童及び家庭への支援」の「『生命(いのち)の安全教育』について、学校等における幼児や児童生徒の発達段階に応じた指導の参考となる指導例動画を作成し公表するとともに、社会情勢の変化や学校現場の意見等を踏まえて、教材及び指導の手引の拡充、改訂を行い、より現場のニーズに対応した取組により、さらなる普及・展開を図った。」、について、質問です。

「生命の安全教育について現場のニーズに対応した取組の事例を２～３、御報告ください」、このことについて文部科学省より回答をお願いいたします。

○文部科学省　文部科学省です。

現場のニーズにどういった観点から対応したかというお答えをさせていただきますが、例えば生命の安全教育に初めて取り組まれるという学校もございますけれども、こういったところでは文書の手引だけではどういうふうに進めていいか分かりづらいといったようなお声もございますので、そうしたことについて動画を作成しまして、例えば発問の仕方や教材の活用方法、どういった点に気をつければいいかなどのポイントの解説を動画に盛り込んで、より分かりやすくしたという点が一つございます。

ほかの点といたしましては、例えば指導用のスライド教材なども御用意しておりますけれども、これにオプションで複数のスライドを追加しまして、例えば現場の実情に合わせて使われやすい事例を選んでいただいたりできるようにするとか、現場のニーズに対応して改善を図ってきたところでございます。

説明は以上です。

○事務局　ありがとうございました。

それでは、このほか御意見、御質問などがございましたら、挙手機能を用いて御発言をお願いしたいと思います。御質問ございますでしょうか。

それでは、ECPAT様よりお願いいたします。

○ECPAT様　ECPATの名称でございますが、「ECPAT/ストップ子ども買春の会」ですので、よろしくお願いします。幾つかの質問に答えていただき、ありがとうございました。まず、被害児童の迅速な保護及び適切な支援のところでお答えいただき、こども家庭庁と厚生労働省、ありがとうございました。特に伺いたいのは、被害回復を担保するための中

長期の支援です。この受け皿を幾つかお答えいただきました。しかし、この後、長期に渡り、これを家族もなかなか出すことができないというのが現実ですので、費用の補助、中長期のケアにおいてぜひ目指していただきたい、達成していただきたいと思います。

それから、加害者に対する更生教育のところですが、先ほどおっしゃってくださいました保護観察の一部として全部を入れていく、そうなると、裁判において保護観察をきちんとつけるかどうかという判断に頼ってしまうのかなと、多くの加害者が更生教育を受けられていないという話を現場から聞いておりますので、裁判官の教育も含めて改善していただければと思いました。

最後に、警察庁に対しまして、国際オペレーションを他国とともにやってくださることに感謝と評価をいたします。ただ、他国間のオペレーションにおいては、他国における法律､定義等の内容の違いによって協同行動が難しいことがあるのではないかと思いますが、警察庁としてどのような対応といいますか、実際、現場で残念なことになった、またはそれを克服したというお話を一つだけで結構ですので、共有してくださいますか。

○事務局　それでは、警察庁、お願いいたします。

○警察庁　警察庁です。

今のECPAT様からの御質問に対してお答えいたします。

私の方でも確認いたしましたが、国際オペレーションの中では各国とともに協同して捜査を鋭意進めているところですけれども、各国の法令に基づき適切に対応しているということなので、今のところ、特に問題となったということについては承知していないということになっております。その結果が日本としても、先ほど申し上げましたとおり、かなりの人数の検挙に至っている次第です。

以上です。

○事務局　ありがとうございました。

それでは、質問はほかによろしいでしょうか。お時間も迫っておりますので、こちらで御質問、御意見は終了させていただきます。

では、本日頂いた御意見も踏まえまして、「子供の性被害防止プラン2022」に関する令和７年度の取組については近日中に関係府省庁連絡会議を開催し、報告の上、取りまとめる予定です。

最後に、事務局より本日の議事の取扱い等について御案内いたします。

本日の議事は公開とする予定ですが、頂いた御発言の中で支障のある方がいらっしゃれば議事録の確認依頼の際にお申しつけください。議事録の確認依頼は８月下旬頃になる予定です。また、次回協議会につきましては、日程は未定ですが、近くなりましたら、御案内を差し上げますので、次回もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは､以上をもちまして｢こどもの性被害撲滅対策推進協議会｣を閉会いたします。皆様、本日は誠にありがとうございました。